

平成23年度普通会計決算状況について

1 決算規模

平成23年度は引き続き県税収入等の歳入環境が不透明な中、「青森県行財政改革大綱」に掲げる財政健全化目標の実現に向けて改革努力の徹底を図ることとし、「収支均衡型の財政運営の実現を展望し、財源不足額（基金取崩額）を極力圧縮すること」及び「県債発行総額を抑制し、県債残高の圧縮に向けて努力すること」に留意するとともに、「平成23年度「選択と集中」の基本方針」に掲げた4つの戦略キーワードに基づく施策の重点化に努めたところである。

一方で、平成23年3月11日の「東日本大震災」発生直後から、国の補正予算にも呼応しつつ「東日本大震災」生活再建・産業復興対策について、集中的かつ迅速に対応した。こうしたことから、平成23年度の普通会計の決算額は、

歳入 7,862億3,224万6千円（前年度 7,430億 960万1千円）

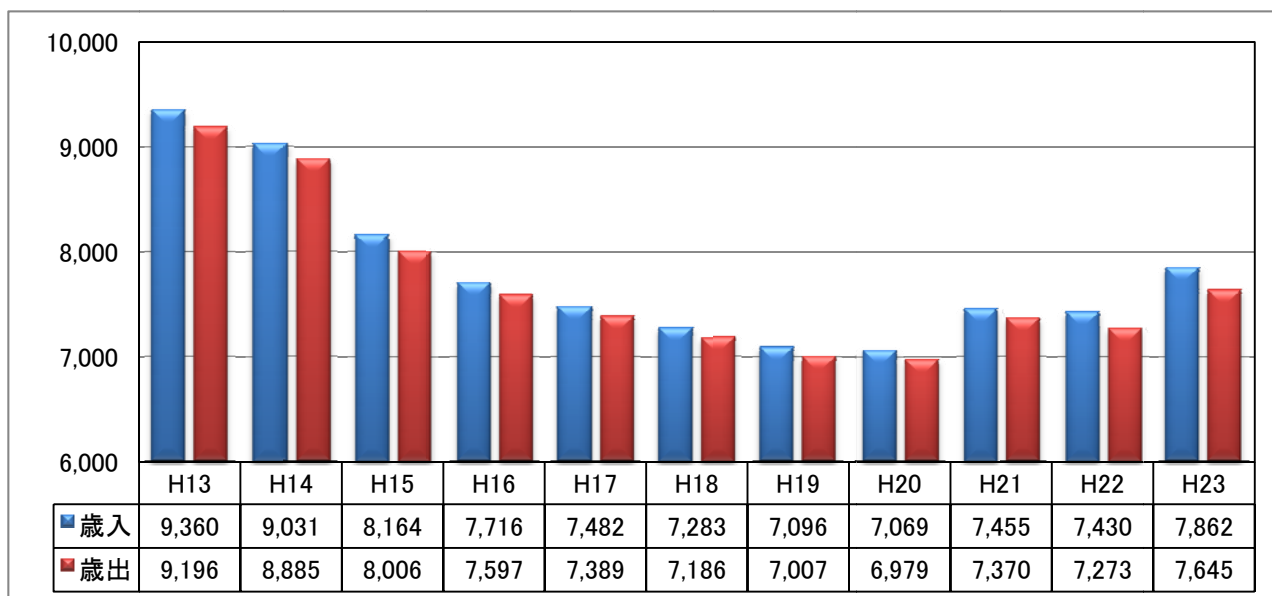
歳出 7,645億3,214万5千円（前年度 7,273億1,612万9千円）

と、前年度に比べて歳入で5.8%（432億2,264万5千円）、歳出で5.1%（372億1,601万6千円）の増となった。

なお、決算統計における東日本大震災からの「復旧・復興事業」に係る決算額は、歳入で920億8,083万2千円、歳出で847億4,618万4千円となった。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

（単位：億円）



歳入、歳出ごとの主な増減要因は次のとおりである。

歳入において、**地方税**は、たばこ税が14.2%（4.4億円）の増、固定資産税が73.2%（4.2億円）の増となったものの、不動産取得税が前年度の大口課税の反動等により▲67.7%（▲45.6億円）の減、法人事業税が▲4.7%（▲6.8億円）の減となったことから、地方税全体では▲4.6%（▲62.7億円）の減。

地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金のうち児童手当分の廃止により▲25.3%の減。

地方交付税は、普通交付税が1.4%の増となったほか、特別交付税は東日本大震災からの復興・復旧事業等の財政需要があったことから689.4%の大幅増となり、地方交付税全体では13.6%の増。（臨時財政対策債は▲22.5%の減、両者の合計では5.6%の増）

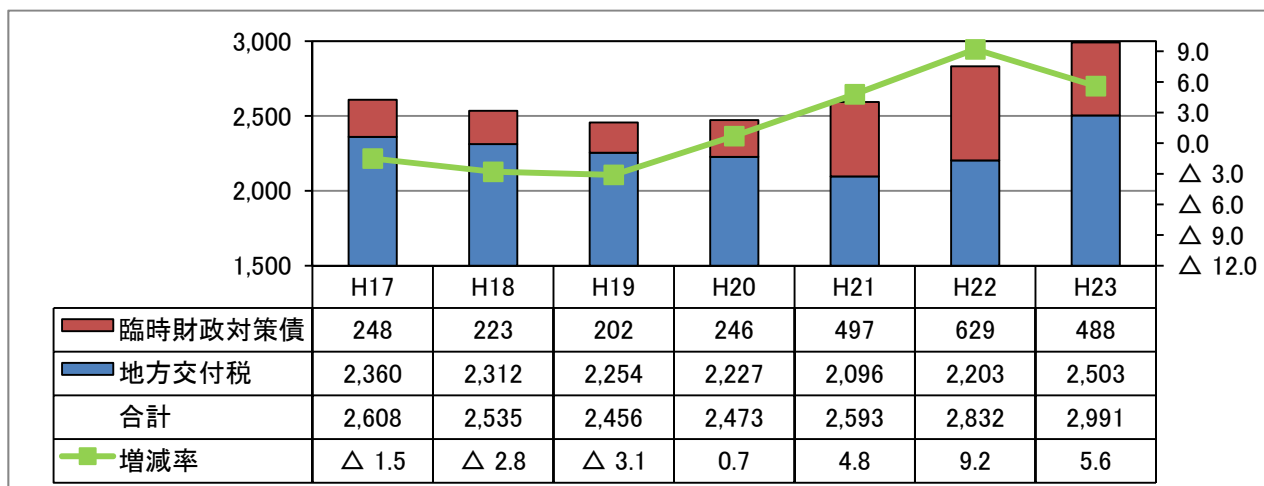
国庫支出金は、復旧・復興事業に係る国からの交付金等があったこと等により13.1%の増となり、**繰入金**は、当該復旧・復興事業に係る交付金により積立てた基金からの繰入の増等により4.7%の増。

地方債は、臨時財政対策債の発行可能額の算定方法見直しによる減のほか、並行在来線鉄道資産購入等に係る一般単独事業債の減等により▲15.8%の減。

以上により、**歳入全体**では5.8%の増となったものである。

〔地方交付税総額の推移〕※臨時財政対策債は発行可能額ベース。

（単位：億円、%）



歳出においては、**義務的経費**は、扶助費が児童扶養手当費の増等により1.8%の増、公債費が臨時財政対策債に係る元利償還金の増等により0.2%の増となったものの、人件費が、定員適正化の着実な実施による職員数の減のほか、給与改定の影響等により▲1.9%の減となったこと等から、義務的経費全体では▲0.9%の減。

投資的経費は、災害復旧事業費が東日本大震災からの復興・復旧事業等により739.4%の大幅増となったものの、普通建設事業費が▲5.1%の減（補助事業費は復旧・復興事業等により25.4%の増、単独事業費は並行在来線鉄道資産の取得及び設備整備等の減により▲28.5%の減）となったことから、投資的経費全体では▲0.1%の減。

その他の経費は、積立金が東日本大震災復興推進基金積立金の増等により123.7%の大幅増、貸付金が被災中小企業者に対する制度融資貸付金の増等により25.3%の増、維持補修費が鉄道施設管理費及び除雪費の増等により64.0%の増となり、その他の経費全体では16.4%の増。

以上により、**歳出全体**では5.1%の増となったものである。

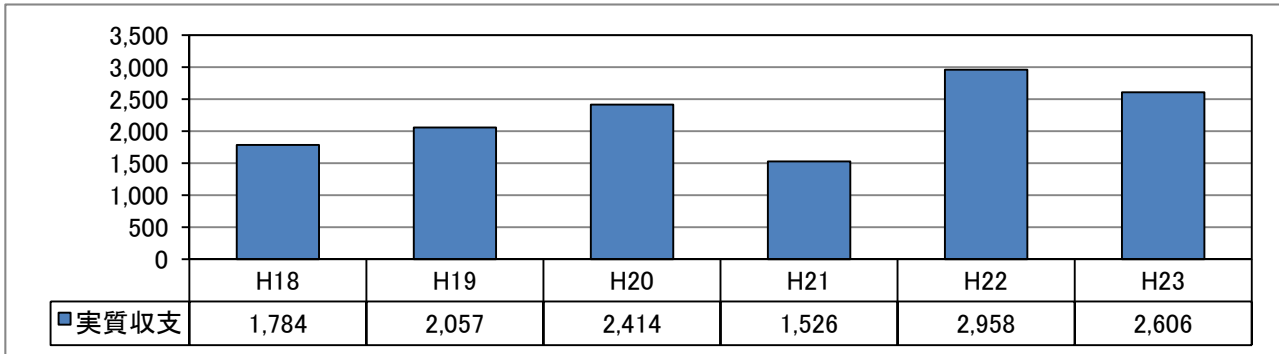
2 決算収支の状況

(1) 実質収支

平成23年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、217億10万1千円の黒字。この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源190億9,380万8千円を控除した実質収支は、26億629万3千円の黒字。

〔実質収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



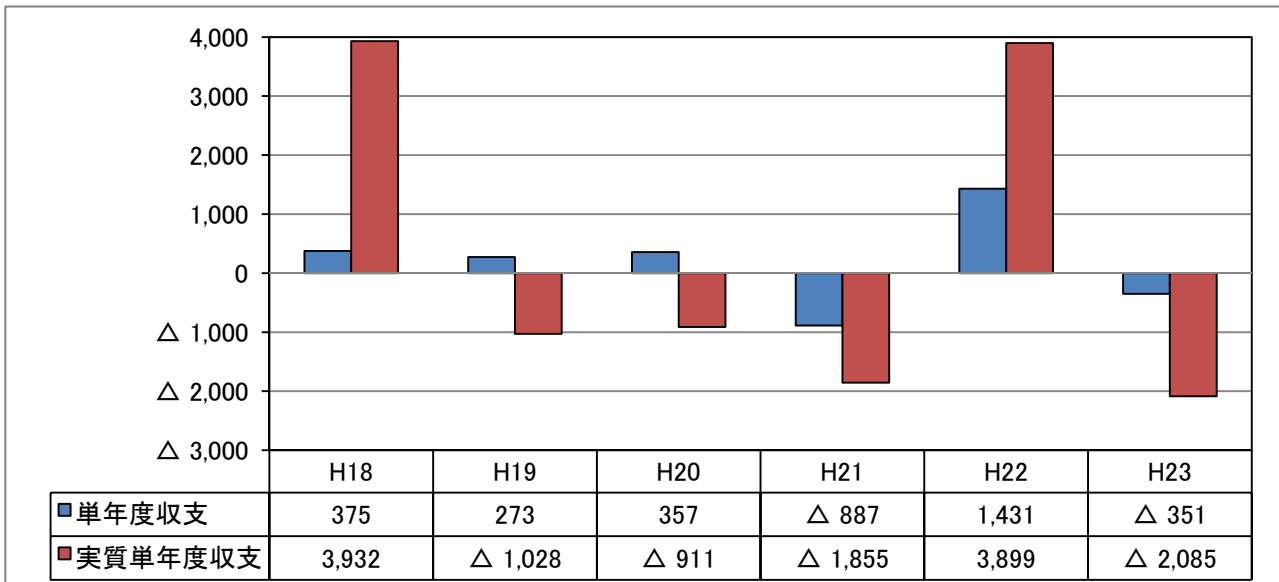
(2) 単年度収支及び実質単年度収支

平成23年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、3億5,144万3千円の赤字。

平成23年度における実質的な黒字要因である財政調整基金への積立額1,707万円、実質的な赤字要因である財政調整基金取崩額17億5,013万円を調整した後の実質単年度収支は、20億8,450万3千円の赤字。

〔単年度収支及び実質単年度収支決算額の推移〕

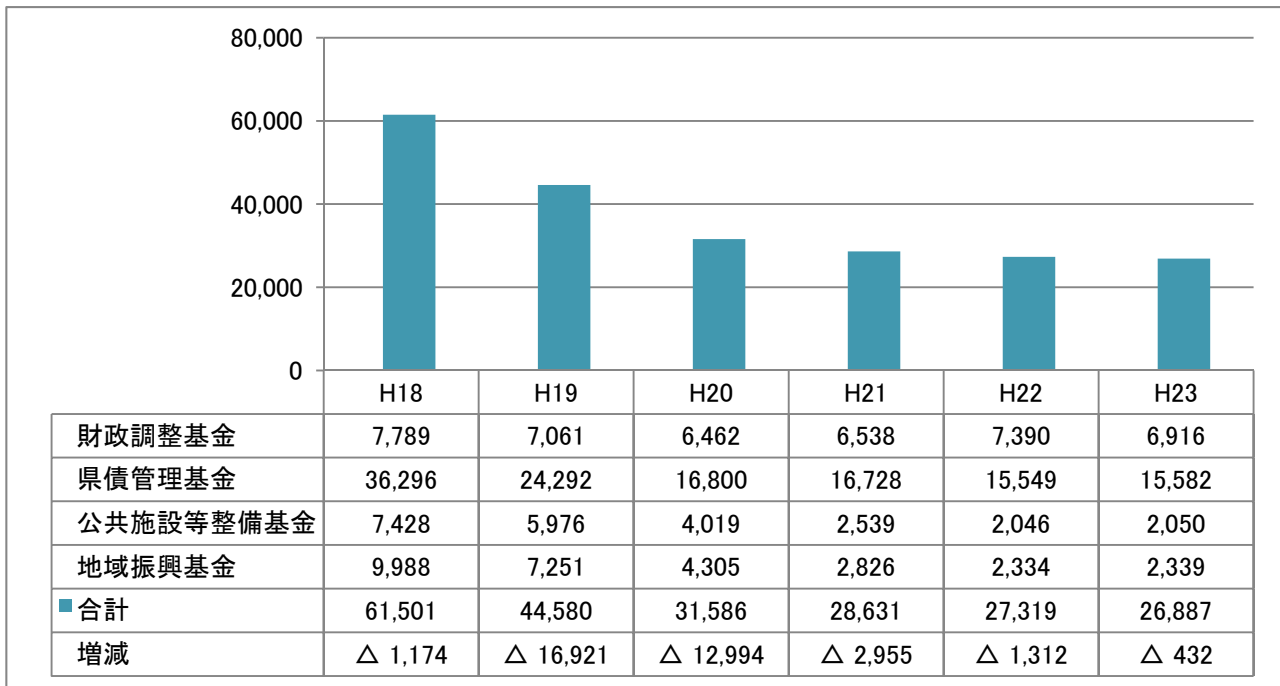
（単位：百万円）



(参考)

[基金残高の推移]

(単位：百万円)



※地域振興基金のうち地域活性化・公共投資臨時交付金分や県債管理基金のうち満期一括償還のための積立て分など特定目的のための積立て分を除く。

3 財政指標等の状況

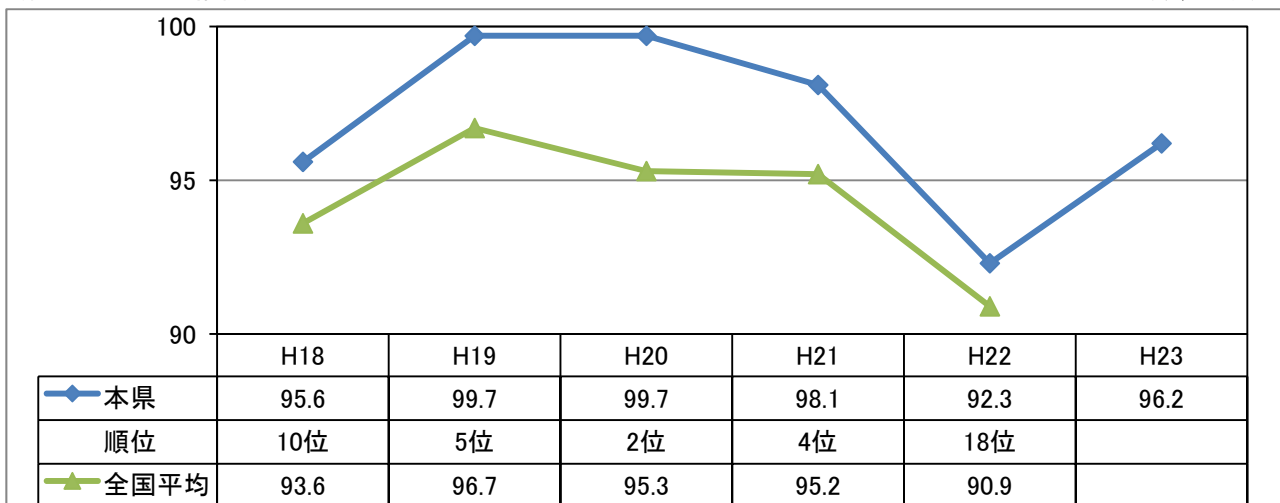
(1) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率は、96.2%と平成22年度の92.3%から3.9ポイント増加した。

これは、分子となる「経常経費充当一般財源等」では、定員適正化の着実な実施、給与改定等により人件費は減となったものの、公債費、補助費等及び維持補修費等が増となったこと等により0.1%の増と前年度並みであったのに対し、分母となる「経常一般財源等総額」では、不動産取得税の前年度の大口課税の反動等により地方税が減となったほか、臨時財政対策債が減となったこと等により4.0%の減となったことによるものである。

〔経常収支比率の推移〕

(単位：%)



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と普通会計に属する特別会計）における実質赤字額（実質収支における赤字額）の標準財政規模に対する比率である。

平成23年度の実質収支は黒字であり、平成22年度に引き続き実質赤字はない。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び駐車場事業特別会計の赤字額を加えたものである。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成22年度に引き続き連結実質赤字はない。

③ 資金不足比率

資金不足額の事業規模に対する割合であり、病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計及び港湾整備事業特別会計が対象となる。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成22年度に引き続き資金不足はない。

④ 実質公債費比率

3年平均の実質公債費比率は18.0%と平成22年度の18.1%から▲0.1ポイントの減となった。

これは、北海道・東北新幹線建設等のために発行した公債費負担が高い水準にあるものの、新規発行地方債の抑制や公債費の平準化対策など、行財政改革大綱に基づく様々な改革努力を徹底したことにより、元利償還金等が減少したことによるものである。

なお、引き続き実質公債費比率（3年平均）が18.0%以上のため、地方債の発行について総務大臣の許可が必要となり、公債費の適正管理が引き続き求められる。

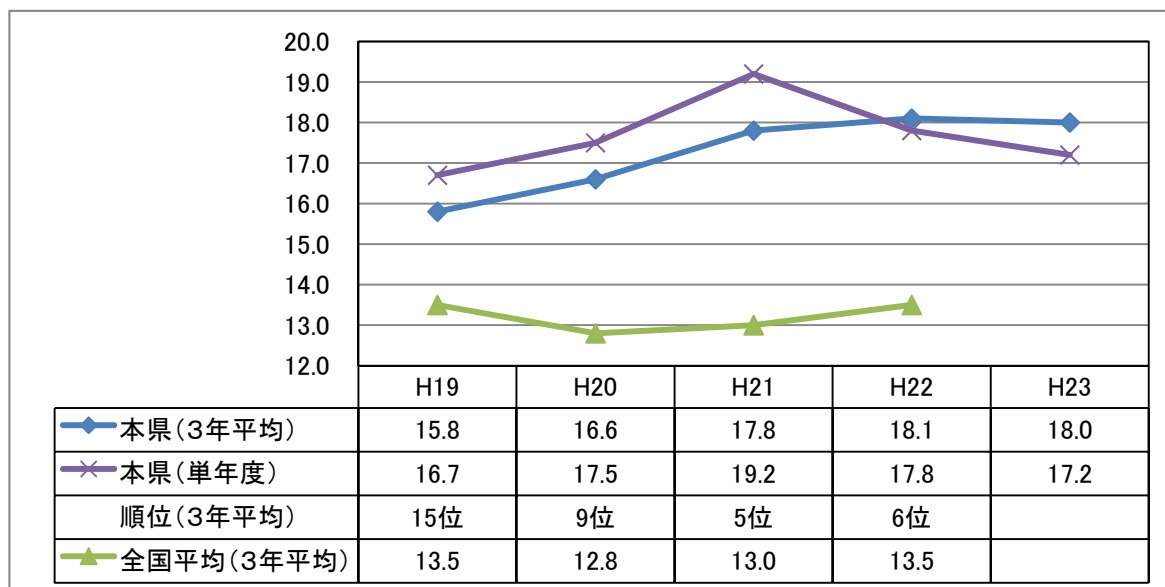
また、単年度の実質公債費比率は平成22年度の17.8%から平成23年度においては17.2%と▲0.6ポイントの減となった。

これは、分母が、標準財政規模の減により減少したものの、分子が、公営企業債の償還のための繰出金等の減によりそれ以上の割合で減少したことによるものである。

（平成22年度決算ベースで3年平均18.0%以上の団体：北海道、富山県、岐阜県、兵庫県、徳島県）

〔実質公債費比率の推移〕

（単位：％）



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

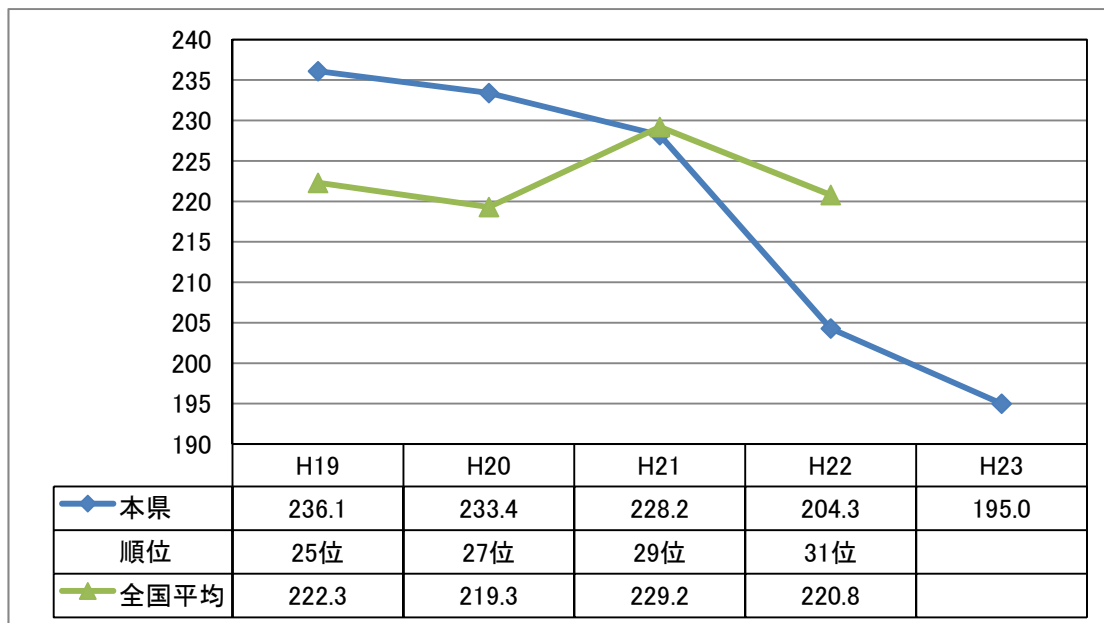
⑤ 将来負担比率

平成23年度の本県の将来負担比率は195.0%と平成22年度の204.3%から▲9.3ポイントの減となり将来負担が軽減。

これは、分母（標準的な一般財源収入）が減になったものの、分子（公債費、退職手当等将来的に県が負担する額の合計額）がそれ以上に減となったことによるものである。

〔将来負担比率の推移〕

（単位：％）



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

【健全化判断比率の推移】

（単位：％）

	H22	H23	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	18.1	18.0	△0.1	25.0	35.0
将来負担比率	204.3	195.0	△9.3	400.0	—

【資金不足比率の推移】

（単位：％）

	H22	H23	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

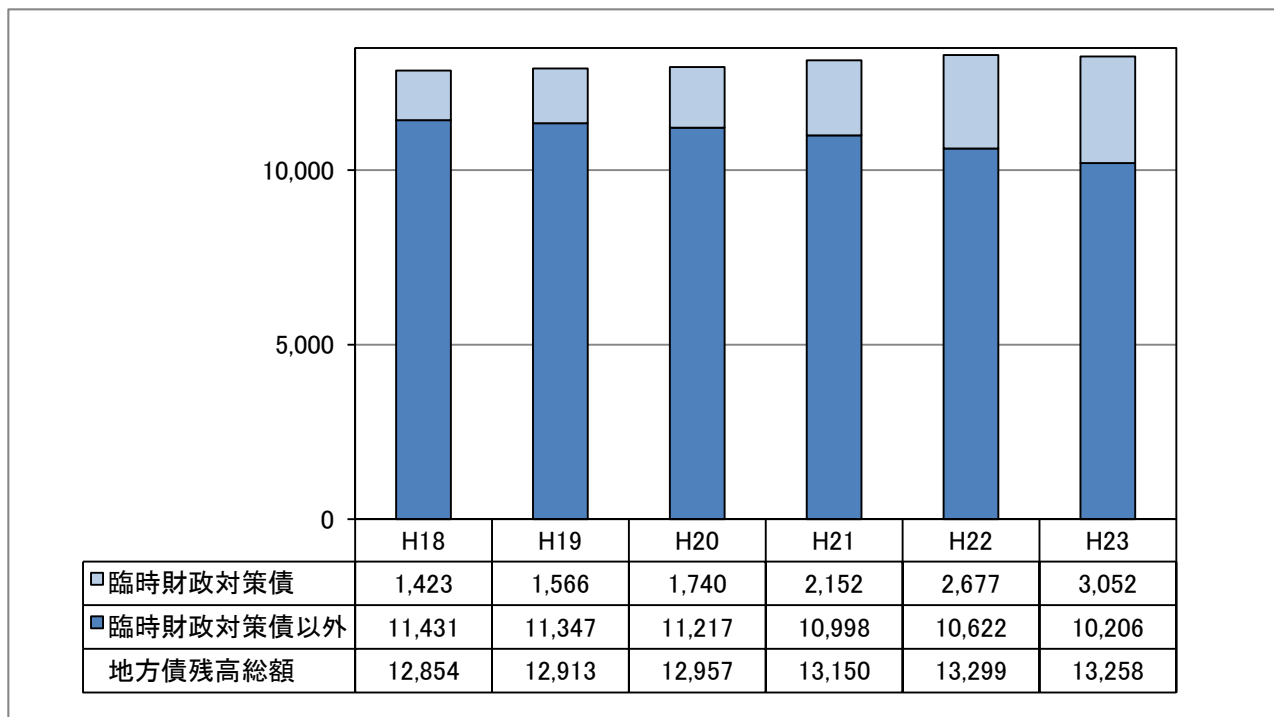
※各値については、監査委員の審査により今後変動する可能性がある。

(3) 地方債残高の状況

臨時財政対策債の残高は増加しているものの、その他の県債の残高は新規発行の抑制に努めたことから減少。この結果、地方債残高総額は**県政史上初めて減少**。

〔地方債残高の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円)



【一般会計ベース】

(単位：億円)

臨時財政対策債	1,423	1,566	1,740	2,152	2,677	3,052
臨時財政対策債以外	11,312	11,197	11,058	10,827	10,382	9,930
地方債残高総額	12,735	12,763	12,798	12,979	13,059	12,982

平成21年度～平成23年度 普通会計決算の推移

(単位:千円)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入	総額 A	745,537,496	743,009,601	786,232,246
歳出	総額 B	736,974,206	727,316,129	764,532,145
歳入歳出差引額 (A-B) C		8,563,290	15,693,472	21,700,101
翌年度へ繰り越すべき財源 D		7,036,915	12,735,736	19,093,808
実質収支 (C-D) E		1,526,375	2,957,736	2,606,293
単年度収支 F		△ 887,461	1,431,361	△ 351,443
積立金 G		32,582	1,818,472	17,070
繰上償還金 H		228	2,245,511	0
積立金取崩し額 I		1,000,000	1,595,881	1,750,130
実質単年度収支 (F+G+H-I) J		△ 1,854,651	3,899,463	△ 2,084,503
参 考	標準税収入額 K	123,213,941	114,721,022	122,104,933
	普通交付税額 L	205,907,946	216,364,529	219,477,421
	臨時財政対策債発行可能額 M	49,723,494	62,942,796	48,811,885
	標準財政規模 (K+L+M) N	378,845,381	394,028,347	390,394,239
	実質収支比率 (E/N×100%)	0.40	0.75	0.66

平成23年度決算統計 普通会計歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度			平成22年度		増 減 A-B
	決算額 A	構成比	前年度比	決算額 B	構成比	
1 地方税	131,208,832	16.7	▲ 4.6	137,474,433	18.5	▲ 6,265,601
2 地方譲与税	19,052,830	2.4	2.7	18,553,193	2.5	▲ 499,637
4 地方特例交付金等	1,172,605	0.2	▲ 25.3	1,568,755	0.2	▲ 396,150
5 地方交付税	250,279,966	31.8	13.6	220,266,564	29.6	30,013,402
6 交通安全対策特別交付金	465,154	0.1	▲ 3.7	482,796	0.1	▲ 17,642
7 分担金及び負担金	4,969,249	0.6	▲ 8.2	5,411,417	0.7	▲ 442,168
8 使用料	7,397,610	1.0	40.0	5,283,034	0.7	2,114,576
9 手数料	2,428,382	0.3	▲ 2.7	2,497,016	0.3	▲ 68,634
10 国庫支出金	138,497,112	17.6	13.1	122,436,711	16.5	16,060,401
12 財産収入	1,501,815	0.2	▲ 45.8	2,768,653	0.4	▲ 1,266,838
13 寄附金	297,168	0.0	▲ 29.4	420,968	0.1	▲ 123,800
14 繰入金	33,913,421	4.3	4.7	32,401,193	4.4	1,512,228
15 繰越金	14,434,243	1.8	81.9	7,934,031	1.1	6,500,212
16 諸収入	82,248,648	10.5	19.8	68,680,427	9.2	13,568,221
17 地方債	98,365,211	12.5	▲ 15.8	116,830,410	15.7	▲ 18,465,199
歳 入 合 計	786,232,246	100.0	5.8	743,009,601	100.0	43,222,645

※参考

臨時財政対策債	48,811,800		▲ 22.5	62,942,700		▲ 14,130,900
地方交付税+臨時財政対策債	299,091,766		5.6	283,209,264		15,882,502

(歳出 目的別)

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度			平成22年度		増 減 A-B
	決算額 A	構成比	前年度比	決算額 B	構成比	
一 議会費	1,250,944	0.2	13.4	1,102,809	0.1	148,135
二 総務費	66,857,855	8.7	▲ 1.7	68,004,536	9.3	▲ 1,146,681
三 民生費	97,225,208	12.7	2.4	94,948,306	13.1	2,276,902
四 衛生費	38,906,217	5.1	37.7	28,256,230	3.9	10,649,987
五 労働費	21,004,564	2.7	62.9	12,891,067	1.8	8,113,497
六 農林水産業費	64,313,919	8.4	2.9	62,486,414	8.6	1,827,505
七 商工費	75,413,097	9.9	24.1	60,790,321	8.4	14,622,776
八 土木費	73,776,434	9.7	▲ 2.3	75,491,826	10.4	▲ 1,715,392
九 警察費	31,001,485	4.1	▲ 0.7	31,217,850	4.3	▲ 216,365
十一 教育費	148,978,009	19.5	▲ 2.5	152,722,901	21.0	▲ 3,744,892
十二 災害復旧費	8,460,431	1.1	739.2	1,008,105	0.1	7,452,326
十三 公債費	122,213,924	16.0	▲ 0.4	122,749,202	16.9	▲ 535,278
十六 利子割交付金	306,377	0.0	▲ 23.6	401,084	0.1	▲ 94,707
十七 配当割交付金	122,680	0.0	15.6	106,119	0.0	16,561
十八 株式等譲渡所得割交付金	24,179	0.0	▲ 16.6	28,985	0.0	▲ 4,806
十九 地方消費税交付金	13,314,689	1.7	▲ 0.9	13,437,025	1.8	▲ 122,336
二十 ゴル場利用税交付金	106,806	0.0	▲ 7.8	115,844	0.0	▲ 9,038
二一 特別地方消費税交付金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
二二 自動車取得税交付金	1,255,327	0.2	▲ 19.4	1,557,505	0.2	▲ 302,178
歳 出 合 計	764,532,145	100.0	5.1	727,316,129	100.0	37,216,016

(歳出 性質別)

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度			平成22年度		増 減 A-B
	決算額 A	構成比	前年度比	決算額 B	構成比	
一 義務的経費	327,175,630	42.8	▲ 0.9	330,126,818	45.4	▲ 2,951,188
1 人件費	184,690,111	24.2	▲ 1.9	188,229,262	25.9	▲ 3,539,151
うち職員給	131,375,618	17.2	▲ 2.0	134,047,827	18.4	▲ 2,672,209
2 扶助費	20,285,635	2.6	1.8	19,920,855	2.7	364,780
3 公債費	122,199,884	16.0	0.2	121,976,701	16.8	223,183
二 投資的経費	150,920,361	19.7	▲ 0.1	151,136,264	20.8	▲ 215,903
1 普通建設事業費	142,459,956	18.6	▲ 5.1	150,128,321	20.7	▲ 7,668,365
①補助事業費	70,659,567	9.2	25.4	56,357,624	7.8	14,301,943
②単独事業費	57,370,416	7.5	▲ 28.5	80,192,614	11.0	▲ 22,822,198
③国直轄事業負担金	13,742,931	1.8	5.8	12,992,651	1.8	750,280
④同級他団体事業施行負担金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
⑤受託事業費	687,042	0.1	17.4	585,432	0.1	101,610
2 災害復旧事業費	8,460,405	1.1	739.4	1,007,943	0.1	7,452,462
①補助事業費	6,877,898	0.9	731.6	827,040	0.1	6,050,858
②単独事業費	1,469,743	0.2	745.8	173,772	0.0	1,295,971
③国直轄事業負担金	112,764	0.0	1481.3	7,131	0.0	105,633
三 その他	286,436,154	37.5	16.4	246,053,047	33.8	40,383,107
1 物件費	29,726,409	3.9	8.1	27,487,546	3.8	2,238,863
2 維持補修費	12,523,569	1.6	64.0	7,635,100	1.1	4,888,469
3 補助費等	126,605,697	16.6	0.6	125,878,775	17.3	726,922
4 積立金	38,900,505	5.1	123.7	17,389,652	2.4	21,510,853
5 投資及び出資金	1,133,564	0.2	787.9	127,667	0.0	1,005,897
6 貸付金	75,044,812	9.8	25.3	59,881,510	8.2	15,163,302
7 繰出金	2,501,598	0.3	▲ 67.3	7,652,797	1.0	▲ 5,151,199
歳 出 合 計	764,532,145	100.0	5.1	727,316,129	100.0	37,216,016

普通会計決算 指標等の前年度比較

〈決算関連指標〉

(単位：%)

	23年度	22年度	増減
経常収支比率	96.2	92.3	3.9

〈健全化判断比率〉 いずれの指標も早期健全化基準に該当しない

	23年度	22年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	18.0	18.1	△ 0.1	25.0	35.0
将来負担比率	195.0	204.3	△ 9.3	400.0	—

〈資金不足比率〉 いずれの会計も経営健全化基準に該当しない

	23年度	22年度	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。

実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金や実質的な元利償還金相当額の標準財政規模に対する比率。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

資金不足比率

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合。

(参考)

平成21年度～平成23年度 一般会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
歳入総額 A	747,894,084	735,143,494	781,727,796
歳出総額 B	742,885,155	723,734,792	765,394,424
歳入歳出差引額 (A-B) C	5,008,929	11,408,702	16,333,372
翌年度へ繰り越すべき財源 D	3,750,412	8,890,245	14,279,958
実質収支 (C-D) E	1,258,517	2,518,457	2,053,414
単年度収支 F	△ 827,961	1,259,940	△ 465,043
積立金 G	32,582	1,818,472	17,070
繰上償還金 H	228	2,245,511	0
積立金取崩し額 I	1,000,000	1,595,881	1,750,130
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	△ 1,795,151	3,728,042	△ 2,198,103

(注)

平成23年度決算の数値は、地方自治法第233条の規定に基づき手続中のものである。

(地方自治法(抄))

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

(参考)

一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間での財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものである。

よって、一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要がある。

また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としている。

【会計区分の概念図】

